

競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)
について

< 目 次 >

競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)
(概要)

(参考資料)

競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)

競争セーフガード制度に基づく検証結果について

平成20年2月28日

総合通信基盤局

競争セーフガード制度の概要

NTTグループに係る
現行の公正競争要件

過去の公正競争要件等
(NTT再編成時など)

電気通信事業法
に基づく
ドミナント規制

市場環境の変化
・PSTNからIP網への移行
・市場統合の進展等

現行の公正競争要件を
定期的に検証する仕組みが必要
(現在は必要に応じて検証)

競争セーフガード制度の整備
「競争促進プログラム2010」(06年9月)
“06年度中に運用ガイドラインを策定”

・市場実態に対応した
公正競争を確保
・ブロードバンド市場
の健全な発展を実現

スケジュール

07年4月18日 運用ガイドライン策定・公表

07年度から運用開始(毎年実施)

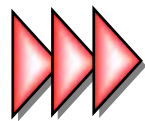
- ✓ 7月20日～8月22日 意見募集の実施(1か月)
- ✓ 8月24日～9月14日 リプライコメントの実施(3週間)
- ✓ 12月7日～1月17日 検証結果案の公表→意見募集の実施(6週間)
- ✓ 08年2月18日 検証結果の公表

(同日、NTT東西に対して行政指導⇒年度内に報告)

競争セーフガード制度に基づく検証結果(08年2月18日公表)

指定電気通信設備に係る検証結果案(23項目を検証)

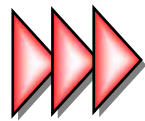
地域IP網、装置類(メディアコンバータ等)等に対する指定の要否



現在、情報通信審議会で「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方」について審議中であり、その答申を踏まえ適切に対処

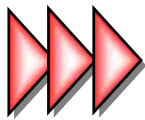
禁止行為規制等に係る検証結果案(62項目を検証)

接続の業務に関して得た情報の自社FTTHサービス勧誘等への利用



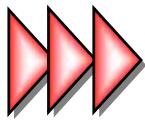
情報の目的外利用の防止等について周知・徹底を改めて要請

NTT東西が作成するツールや県域等子会社(※)の営業活動におけるOCNの優先的な取扱いの懸念



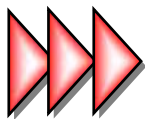
NTT東西・県域等子会社の営業活動におけるOCNとその他のプロバイダーの取扱いについて実質的な同等性を確保するように改めて要請

県域等子会社によるNTTドコモ商品の販売



NTT東西・NTTドコモのそれぞれからの受託業務に係る情報の目的外利用の防止等について県域等子会社への周知・徹底を図るよう改めて要請

県域等子会社の役員とNTT東西の役員等との兼務



NTT東西と県域等子会社の経営が実質的に一体となっており、おそれがあることから、公正競争確保上の問題が発生しないか引き続き注視(役員兼任の実態について報告)

NTT東西に対して要請(年度内に措置状況等を報告)

県域等子会社…都道府県域ごとに設立されているNTT東西の100%子会社(NTT東21社、NTT西16社)。NTT東西から業務を受託して、NTT東西のサービスについて注文受付、設備工事、営業等を行っている。

新競争促進プログラム2010(抜粋)

新競争促進プログラム2010(06年9月策定、07年10月改定)

2. 具体的施策

(2) 指定電気通信設備制度(ドミナント規制)の見直し

(a) 競争セーフガード制度の適切な運用

PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、ドミナント規制の運用に際しても市場実態を的確に反映した見直しが必要である。

このため、プラットフォーム機能(認証・課金、QoS制御等)を含め、指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件(NTT法第2条第5項に規定する活用業務認可制度に係るものを含む)の有効性について定期的(年1回)に検証することを目的として07年度から運用を開始した競争セーフガード制度について、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」(07年4月)等に基づき、その着実な実施を図ることとし、同年度の検証結果について07年中に取りまとめるとともに、当該検証結果を踏まえ、所要の措置を速やかに講じる。

なお、**当該競争セーフガード制度に係る検証結果については情報通信審議会に報告するとともに、当該検証に際しては、毎年実施している競争評価の結果等についても、可能な限り活用を図るものとする。**

競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)

2008年2月
総務省

1 制度の概要

総務省は、「新競争促進プログラム2010」(06年9月19日)において、指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件(活用業務認可制度に係るものを含む。)の有効性について定期的に検証することを目的とする競争セーフガード制度を07年度から運用することとし、これを受け、07年4月、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」(以下「運用ガイドライン」という。)を策定・公表した。

2 今回の検証プロセス

上記1を受け総務省は、07年7月、競争セーフガード制度の運用に関する意見募集を実施し、10件の意見が提出された。さらに、同年8月、当該意見募集結果を公表するとともに再意見(リプライコメント)の募集を行い、8件の意見が提出された(同年9月、再意見募集の結果を公表)。

その後、寄せられた意見(別添1、85項目に整理)に対する総務省の考え方を取りまとめ、これを基に検証結果案を公表、同年12月、本案について意見招請を行い、7件の意見が提出された(08年1月、意見募集の結果を公表)。

これらを踏まえ、以下のとおり、競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)を取りまとめた。なお、本文中括弧書きで意見番号が付されているが、これは参考資料(別添1)の意見番号に対応するものである。また、検証結果案に対して寄せられた意見(45項目に整理)に対する総務省の考え方は別添2のとおりである。

3 検証結果

(1) 指定電気通信設備の指定要件及びその範囲

本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりである。なお、総務省では、07年10月、次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について情報通信審議会に諮問し、現在、その審議が進められているところであり、一部これに関連する論点が含まれている。

なお、今回の検証結果において、「注視すべき機能」(運用ガイドライン2(2)イ④参照)はないが、上記の情報通信審議会の答申を踏まえ、適切に対処する。

- 指定電気通信設備制度において、端末系伝送路設備についてメタル・光の種別を区別して指定するかどうかという論点(意見3及び意見4)について、メタル回線と光ファイバ回線は、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等にかんがみれば、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことには合理性があると認められる。
- ブロードバンドアクセス網のボトルネック性の判断に当たり、CATV回線や高速無線アクセス等を含めるべきかどうかという論点(意見5)については、現行制度(第一種指定電気通信設備制度)においては、電気通信事業分野の公正競争を確保する観点から、固定通信事業において加入者回線総数の50%を超える加入者回線を有する者に対し、当該設備をボトルネック設備に指定した上で各種の接続関連規制を課すものであり、CATV回線のうち電気通信事業に用いられない回線や高速無線アクセス回線のうち固定通信事業に用いられない回線について、加入者回線のボトルネック性の判断に含めるのは適当ではない。
- NTT東西の地域IP網等を第一種指定電気通信設備の指定から除外するかどうかという論点(意見9～14)については、現在、次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について情報通信審議会において検討が行われているところであり、その答申を踏まえて適切に対処する。
- メディアコンバータ、PON、スプリッタ等の局内装置類を指定電気通信設備から

除外するかどうかという論点(意見20)については、当該装置類は加入ダークファイバと一体として設置・機能するものであり、加入ダークファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者による自前設置の実績をもって判断することは適当ではないと考えられるが、装置類に対する指定の適否についても、次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方に係る審議の中で現在検討が行われているところであり、その答申を踏まえて適切に対処する。

- 分岐端末回線単位の加入ダークファイバの接続料設定(意見21)については、次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方に係る審議の中で現在検討が行われているところであり、その答申を踏まえて適切に対処する。

(2) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等

本件について、主たる意見に対する検証結果は以下のとおりであり、NTT東西に所要の措置を要請する事項、引き続き注視する事項、その他の事項に区分して列挙する。

1) NTT東西に所要の措置を要請する事項

- NTT東西が接続の業務に関して入手した情報を自社のFTTHサービスへの勧誘等に利用しているとの指摘(意見27)については、NTT東西において、当該情報の目的外利用の防止等について支店及びアウトソーシング会社の社員等に周知・徹底を図っているとしているが、NTT東西に対し、改めてその周知・徹底を要請し、その履行状況について総務省への報告を求めるとともに、NTT東西による当該措置の運用について引き続き注視していく。

- 家電量販店においてNTT東西がNTTコミュニケーションズのOCNを不当に優先的に取り扱っているとの指摘(意見31)については、販売代理店を通じた営業活動をNTT東西とNTTコミュニケーションズは独立して実施しているとしており、当該取扱いが不当性を有する差別的な取扱いであるとの論拠は必ずしも十分ではないことから、本件については引き続き注視していく。

上記に関連して、NTT東西が販売促進のために作成・使用するツール等におけるBフレッツ等に対応するプロバイダーの表記においてNTTコミュニケーションズのOCNを不当に優先的に取り扱っているとの指摘(意見42)について、その運用の実態如何によっては、NTTコミュニケーションズの商品と他事業者の商品の

公平な取扱いを定めた特定関係事業者制度に係る禁止行為規制及び「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」（平成9年郵政省告示第664号。以下「NTTの承継に関する基本方針」という。）に照らして、公正競争を阻害するおそれがある。

この点、NTT東西においては、当該禁止行為規制等が適用されるものの、その趣旨が当該禁止行為規制等が直接的に適用されないNTT東西の100%出資子会社である県域等子会社（以下「県域等子会社」という。）において徹底されない場合、結果として公正競争要件が遵守されない可能性がある。

このため、NTT東西に対し、NTT東西及び県域等子会社の営業活動におけるOCNとその他のプロバイダーの取扱いについて実質的な同等性を確保するよう改めて要請し、NTT東西において講じた措置について総務省への報告を求めるとともに、NTT東西による当該措置の運用について引き続き注視していく。

- 県域等子会社において、NTTドコモの商品・サービスを販売している点が公正競争の観点から問題であるとの指摘（意見32）について、県域等子会社がNTT東西及びNTTドコモとの間で個別に業務受委託契約を締結し、営業情報等に関するファイアーウォール等を設けるとともに、競争事業者との同等性が確保されるのであれば、当該受託業務を実施することにより公正競争を阻害するおそれのない場合も考えられる。

その際、当該ファイアーウォールの徹底を図る観点から、県域等子会社においてNTT東西及びNTTドコモのそれぞれから受託した業務に係る情報の目的外利用の禁止が担保されるよう、NTT東西に対し改めて県域等子会社へその周知・徹底を図るよう要請し、その履行状況について総務省への報告を求めるとともに、NTT東西による当該措置の運用について引き続き注視していく。

また、県域等子会社においてNTT東西からの受託業務とNTTドコモからの受託業務について、当該受託業務間の内部相互補助が行われるとすれば、公正競争が確保されない可能性があることから、NTT東西に対し、当面、会計整理を行うことを要請し、当該会計整理の方法及びその考え方について報告を求め、その運用について注視していく。

- NTT東西の役員等が県域等子会社の役員を兼務する等により、公正競争が阻害されているとの指摘（意見50）について、県域等子会社の役員をNTT東西の役員等が兼務する場合、NTT東西と県域等子会社の経営が実質的に一体となるおそれがある。

この場合、NTT東西においては、指定電気通信設備制度に基づく禁止行為規制及びNTTグループに係る累次の公正競争要件（活用業務認可制度に係るもの

を含む。)が適用されるものの、その趣旨が当該禁止行為規制等が直接的に適用されない県域等子会社において徹底されない場合、結果として公正競争要件が遵守されない可能性があることから、当該役員兼任による公正競争確保上の問題が発生しないかどうか、引き続き注視する。

これに関連して、県域等子会社における役員兼任の実態については必ずしも明確ではないことから、NTT東西に対し、当該実態について報告を求めることとする。

なお、総務省においては、指定電気通信設備制度の包括的な見直しについて08年中を目途に具体的な結論を得ることとしている(「新競争促進プログラム2010(改定)」)。

2) 引き続き注視する事項

- NTT東西の法人営業のNTTコミュニケーションズへの集約等によりNTTグループ内で顧客情報が共有されているとの指摘(意見28)について、NTT東西は「NTTの承継に関する基本方針」等に基づき、両社がNTTコミュニケーションズに提供する顧客情報等は他の電気通信事業者との間のものと同様であるとしていることから、NTT東西による当該措置の運用について引き続き注視していく。
- NTT東西が「プロバイダパック」の対象となるISPを不当に優先的に取り扱っているとの指摘(意見30)については、かかる不当性があるとは必ずしも言えず、引き続き注視していく。
- NTT東西の県域等子会社が「NTT東日本○○」等の社名を使用していることについて、「NTT」としてのブランド力により公正競争が阻害されているとの指摘(意見38)については、当該社名について法制上特段の制約はないものの、「NTT東西」と誤認される可能性は否定できないことから、公正競争確保及び利用者保護の観点から問題が生じていないかどうか引き続き注視する。
- ドコモショップを運営する販売代理店において携帯電話端末とフレッツサービスをセット販売することが排他的取引に当たるとの指摘(意見33)については、あくまで販売代理店がNTT東日本との代理店契約によって実施しているものであり、これをもって直ちに排他性があるとは言えず、引き続き注視していく。
- NTTグループのクレジット会社であるNTTファイナンスがグループ各社のサービ

スの実質的なセット割引を実施しているとの指摘(意見34)については、NTT東西がNTTファイナンスとその他のクレジット会社を同等に取り扱っている限りにおいて直ちに排他性があるとは言えず、引き続き注視していく。

- NTTドコモ等に係るポータルサービス利用の条件の公正性の在り方(意見29)については、引き続き注視していく。なお、本件に関連して、総務省においては別途プラットフォーム機能の連携強化の在り方について、07年度中に新たな検討の場を設け、08年中に取りまとめを行うこととした(「新競争促進プログラム2010(改定)」)とされており、08年2月から「通信プラットフォーム研究会」を開催することとしている。
- NTT東西の局舎へのコロケーション及びNTT東西の保有する管路・電柱等の利用について、NTT東西自身と競争事業者との間の手続の同等性が確保されていないとする指摘(意見39及び意見40)については、引き続き注視していくこととするが、特に後者については、「電柱・管路等使用に関するガイドライン」(07年4月改定)や「光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に関する検討会」の検討結果等を踏まえ、NTT東西に限らず関係事業者による当該措置の運用について引き続き注視していく。
- NTT東西が従来の電話業務で取得した顧客情報をフレッツサービス等の営業に活用していることへの懸念(意見69)については、電話の業務で取得した情報を本来の収集目的以外に転用することを防止することとされており、引き続き注視していく。

3)その他の事項

- NTT東日本の通信機器の利用者が同社から他事業者へ回線切替えを行うに当たって、NTT東日本又はNTT-MEより保守契約の解除の通知を受けることにより、当該利用者が回線切り替えを躊躇する事例があり、当該行為は公正競争上問題であるとの指摘(意見36)については、既にNTT東日本において是正策が講じられていると認められるところであるが、引き続き本件について注視していく。
- NTTドコモ等をNTT東西の特定関係事業者とすべきとの指摘(意見44～46)については、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第31条第1項及び第2項の特定関係事業者に関する規制は、同法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用による対処だけでは十分でないと考えられるものについて、特定関係事業

者の指定を行うことにより厳格なファイアーウォールを設けるものであり、少なくとも現時点において、まずは本競争セーフガード制度により、同項に係る禁止行為規制の適用による対処のみで十分なものであるか否かを検証し、当該検証を積み重ねる中で、所要の措置を講じることの適否について改めて検討していく。

- NTT東西の活用業務と既存の業務との会計分離が厳密に行われていないのではないかとの懸念(意見70)及び独占的分野から競争分野への内部相互補助の懸念(意見81)について、07年10月に公表された「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書では、指定電気通信役務損益明細表において、FTTHアクセスサービスの収支を区分することが提言されており、これを受け、07年度中を目途に会計制度における所要の見直しを行う(07年12月、情報通信審議会に電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案を諮問)。「新競争促進プログラム2010(改定)」。